

建設委員會議録第十八号

昭和三十年六月八日（水曜日）

午後二時二分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事 廣瀬 正雄君

理事 山口 好一君

理事 西村 力弥君

理事 伊東 隆治君

理事 大高 康君

理事 藤澤 雄次君

理事 廣瀬 正雄君

理事 仲川房次郎君

理事 二階堂 進君

理事 有馬 耀武君

理事 小松 幹君

理事 三鍋 義三君

理事 中島 巖君

出席國務大臣

建設大臣 竹山祐太郎君

出席政府委員

建設事務官 石破 二郎君

建設事務官 (大臣官房長) 淡江 操一君

建設事務官 (計画局長) 富樫 凱一君

建設事務官 (建設局長) 富樫 凱一君

建設事務官 (道路局長) 富樫 凱一君

委員外の出席者

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

建設事務官 (住宅局長) 南部 哲也君

同日 理事 廣瀬正雄君理事任につき、その補欠として山口好一君が理事に当選した。

本日の會議に付した案件 理事の互選

日本住宅公団法案（内閣提出第六三三號）

住宅融資保險法案（内閣提出第七四〇號）

公營住宅法第六條第三項の規定に基き、承認を求めの件（内閣提出、承認第二號）

○内海委員長 これより會議を開きます。

日本住宅公団法案、住宅融資保險法案及び公營住宅法第六條第三項の規定に基き、承認を求めの件、以上三案件を一括して議題とし、前會に引き続き質疑を行います。小松幹君。

○小松幹委員 三年計画を、最初にちよつとお伺いします。自由党内閣の時代に、三年計画十八万戸建設というのが計画された。今度は順序からいけば、十八万戸があるいは二十万戸三カ年計画ぐらゐになつてしまふべきが順当だ。ところが今度は十五万五千戸に減つておるわけです。それはどういふ意味でそういう計画の変更を来たしたか、そこをお尋ねいたします。

○竹山國務大臣 ごもつともでありまして、われわれもできるだけ多くしなければならぬという熱意においては、

十分考へておるわけでありませんが、住宅審議會における御意見は、当初十八万戸の計画ではありましたが、事案いろいろ財政その他の事情からいまして、実績通りに進んでおりました。十二万数千戸程度で三カ年の第一期を終つたようなわけでありまして、われわれは良心的に考へまして、一応十八万戸という計画も考へなかつたのではないのであります。今の三十年度予算の五万戸を基本にいたしまして、六カ年の経済計画による国民所得の漸増を考へまして、十五万五千戸と考へた次第であります。一方において、これは、毎度申し上げるように、従来の公營の中で、実施をして参りました中層アパートの分を公団の方に實質的に移してありますから、この分を計算の中に考へますならば、第一期計画と實質的にはそんなに遜色はないと考へております。一方地方財政の現状からいしても、公營住宅を急速にあの形において非常に擴張することは、また別途の方策を考へませんと、容易でなからう。将来、地方財政の財源等に新たな構想が生まれて参れば、またそのとき追加をいたすことは、何らちゅうちよはいたしませんけれども、現在の段階においては、そういう諸般の情勢を考へ、根本は住宅審議會において御決定をいただいた線をわれわれもごもつともと考へて、この計画を政府として一応御承認を得る原案といたしたわけでありまして。

○小松委員 二つの見方があると思うのです。最初の公營住宅の十八万戸計画を、このたび減さなければならなかつた理由として、一つは、いわゆる住宅不足の決定額というものに、建設省はどれほどの自信を持っているかという、その自信の喪失ということ、もう一つは、公營住宅が予定通りなせ建たなかつたかという理由がある、その理由からきていると私は想像しているのです。それならば、今二つの問題として住宅不足の決定額というものを、どういふ計算なり、あるいは推計によつてやられたかということ、なぜ公營住宅三カ年計画の十八万戸建設といふのが、予定通り進捗しなかつたか、そして今二度目の三カ年計画に縮小しなければならぬ結果になつたかという、その二つの理由を承わりたい。

○竹山國務大臣 前段のお話の通り、不足戸数に対する住宅対策というものの考へ方が、基本がぐらついているんじゃないかという御意見であります。が、前内閣以来ずっと審議を重ねてきた基本は、私はぐらついているとは考へませんが、しかし、何しろ複雑な社会情勢の中での住宅の問題でありますから、既存の統計が完全であるというところは、なかなか言い切れないだらうと思つて、何しろ戦後のいろいろの混乱の段階を経ておりますから、そういう意味においても、今回予算で、住宅をできるだけ広範に政策の基礎になるような資料をあらためて調

査をし直そう、従来の行政的な報告をもとにした集計ということではなしに、別途に一つ住宅調査をやろうということとで予算を計上いたしております。で、近くこれを実行に移しまして、あらためて一つ検討をし直そうということとは、率直に申し上げてわれわれも考へておりますが、それだからといって、別に住宅計画に熱意を失つたとは決して考へておりません。

それからもう一つの、公營住宅の実行の困難であつた理由ということ、これはいろいろ見方があるかと思つて、私には過去の政策の批判がましいことではありませぬ。私自身もまた考へたことと申し上げかねますけれども、いろいろな事情が重なつて困難になつたのであらうというふうには考へておりますが、今後の問題としては考へては、われわれはこの計画を進めていく上におきまして、一つには地方財政の現状を頭において、公營住宅を今の方式をとるといたしまして、やつていく限界といつて、今申すような考へ方ではないか、やりますか、本から変えれば別であります。もう一つは、資金の面と、それから土地の問題であります。土地の問題については、いろいろ宅地対策を強力に行つていくことによつて、公營の宅地が一

べんに行き詰まつてしまふというよう

なことは、私は考えておりませんが、これも決して軽い問題ではないので、今後も宅地対策を強力に行なっていくたいと考えております。過去の問題については、いろいろ御意見もありましようが、私としては、的確にそれが原因かという事は、どうも申し上げるほどの分析も実はいたしておりませんので、この程度でお許しを願いたいと思ひます。

○小松委員 公営住宅十八戸三ヶ年計画というのが、実質において十二万幾らしかできなかったという、そこにはやはり私は大臣自身の研究というよりも、建設行政に携わる者としては、何がゆえにその建設の進捗ができなかったか、進まなかったのかという原因は、これは研究しておると思う。大臣は存じないのかも知れないが、事務当局は研究しておるかも知れない。また住宅審議会等では、結論が出ておるのではないか。問題は、いわゆる地方起債の問題が大きいから来ていて、いわゆる地方財政の問題について、大臣はどの地方起債の問題について、大臣はどのような考え方に立って、もうできないから、起債でもワクを別ワクにするという考え方もあると思うのです。別ワクになっている起債のワクというのは、四つか五つかございますが、それと同じように起債のワクを別ワクにするという考え方は、あるいはワクの拡大をはかるためにはいろいろな措置がある、あるいは起債の時期がずれてきている。そういうことから、公営住宅に対しては、最近盛んに、名古屋でも大阪でも、大都市では、よくやっておりますけれども、やれないところが今後出てくると思うのです。今までは

もの珍しくてやれたと思うのですが、今後は、東京だけでないと思う、東京以外の地方公共団体でも、今年のように、今からずつと地方の財政が赤字財政が年々累加してきますと、起債というものに目をおおきて公営住宅を進めるといふことは、今までも私も今は後は必ずかしくなると思う。その辺については、起債のワクを別ワクにするか、あるいは拡大するか、その問題と、起債の時期の問題と、そうした公営住宅が行き悩んだ、思うように計画が進まなかった原因を、もう少し私は親切に分析して、そうして、かくなる上は公団住宅に行かなければならぬか、という深い論議があると思うのです。ただ公団という新規なものに取りついていくという考え方に、私はあまり感心していません。そこで、公営住宅の行き詰ったことについて、何ら考えなかつたのか、今後もそのまま野放図に行かぬか、その御見解をお伺いしたい。

○竹山國務大臣 ごもつともな御意見でありまして、決して考えなかつたわけではありませんが、率直に申せば、前内閣の政策の批判がましいことを私の口から申し上げることもいかに私と考えましたので、そういう意味で申し上げたのであります。例としておあげ下さつたこの地方債、地方財政から来る公営住宅の困難という事は、確かにこれは現実の問題であります。そこで、私も毎度申し上げるように、五万戸に對して、今年度でも約百億近い地方起債を地方財源としては要るわけでありまして、これをそのまま百パーセント起債を認め得るかどうかということに

ついて、地方財政計画を立て、またこの予算の編成の過程におきまして、私も事務当局も、何十回となく折衝努力をいたしたようなわけであります。今度の地方財政計画の中におきましては、政府の最終決定の案におきまして、第一に住宅の起債は優先的にこれを認めるということをはっきり明示をいたしておりますように、これを明らかに別ワクにするということも、大臣同士の話は了承したのであります。が、事務的な発表、表現の仕方としては、そういうことにはいたすよりも、もう少し余體的な地方財政の現状に合うようにした方がよからうということですが、別ワクには今年はいたしませんでしたが、実行上はさようなことにはいたすことにきまつておりますから、私は今年度の計画については、地方の起債については心配いたしておりません。ただ、内容になって参りますと、お話の通り、従来もこの地方起債の問題で困難をきわめたのは、一般的にいわれる交付団体の方へ起債をつけるということについて、これは原則的な理由で、案というわけでありませんが、やうい。ところが、自治庁の方からいうと、東京とか大阪の富裕県の住宅に限って相当膨大な起債を許すという事は、全体の財政計画、起債のプランからいいますと、なかなか承知をしないのであります。住宅だけが例外だという考え方は、自治庁は自治庁なりに、全体の地方財政から出発するものですから、この点で、私は従来も事務当局同士の話がなかなか煮えなかつたもどだと思ひます。その例が東京で、お話の通り計画通り家が建ちませぬので、三月に強引に、これは事務的

な交渉を抜いて十億急遽東京に起債のワクをつけまして、今その家が進行しているというやうなわけで、この自治庁の考え方が、すべて間違っているというわけにはいきませんし、そうかといって、富裕府県の住宅に限って無制限に起債を与えていくということについても、全体的には議論が出てくる。いったいどうなことで、これはなかなかめんどうな問題であります。今年はそのやうなことにならぬやうに、実際の計画をあわせて話し合いをつけてありますから行きますが、これはなかなかお話の通り、今後一そう困難になつて参らうと思ひます。そういうわけで、私は公営住宅がどの程度までやり得るかということについては、もつといろんな角度から検討しなければなりません。簡単な結論は下せませんけれども、これを拡大することについては、今の建前ではなかなか容易でないという事は、率直に私も考えております。と申して、またこの公営の制度に、思い切つて国家負担率を増していくならば、これはまあできましようが、そうならば戸数を、国民の要請であるところの戸数に應ずるだけの財政的な裏打ちができなければ、全体の計画を縮小しなければならぬ。一体今の制度をできるだけがんばつて、地方の努力を要請してこの戸数を維持することが必要か、あるいは政府負担率を上げて、戸数を減らしても楽にする方がいかにいうやうなことになるか、これはなかなかわすかしい問題でありまして、将来のことは別として、私は今の率を維持することに努力して、できるだけ公営の戸数を増していくということが、われわれの今置かれて

ている立場からの努力の目標であろうと考へますので、今度の計画もそういうふうにいいたしたやうなわけであります。御指摘の通り、このことは容易でないというやうに考へておるのであります。

○小松委員 政府が大きな公約として住宅建設を取り上げたということは、非常に時宜を得て、国民も、のどがかわいているときに水をやるかと言われたやうな感じがされたであらうと思ふのです。それにしても、もう少し私は、公営なら公営住宅というものを、なぜ行き詰まつたかというところから考え直して、その行き詰まつたところを積極的に力を入れるというやうなことをやつてもらいたい気がするわけですが、政府が住宅に力を入れると言ふことは、公団住宅を新しく作るというだけの試みだとして考へられないならば、今までのいふ言われたことでは、幾分ものさびしい感じもするわけですが、私は、やはり公営住宅というものに力を入れて、それに自治庁がとかかく言つて、ほんとうに地方が必要に迫られて、公営住宅で貸賃しが必要になるやうな住宅を、一般庶民のために建てることに力を入れてもらいたかつたわけです。しかし、政府の案としては、公団という新規なものを試みるというのでございますから、これも仕方がない。そこで、私は公団のことをこの前も質問いたしました。が、やはり疑点が一、二ありますから、それをお伺いしたいのです。一つは、公団はこれは頭が二つか三つになるのじやなからうか、やまたのおろちのようになるのか、一つかという問題がある。その疑念を抱くのは、地方の公共

団体に資金を出させるということと公団経営というものは、どういふ格好になるのか。法案で見れば、地方に支部を設けるような格好にも見えるし、大臣も、最初は一つで行こうと思つたが、どうも地方の実情に依じて二つ、三つ頭を出さんならぬというふうにも聞いたのです。その辺のところはどういふ格好になるのか、もう少し詳細に言つていただきたい。

○竹山国務大臣 公団につきましては、あるいはそういう心配があるのも、今の私の説明が足りなかつたと思つて、これは公営と違つて、地方に半額の負担をさせるという建前を原則にしないで、一応頭金なしに、全部政府の金でいいますか、公団の資金で家を建てて、分譲なり、貸付をするという建前とところが、公団の一番変わった点であります。その場合、地方とのつながりというものは、これは非常に大事な問題であつて、何か天下りの別々な問題であつて、地方には何ら無関係に仕事をしてくるということでは、出資が、公営の性格を別に十分持つていくという考え方がありますから、そういうことではいけない、できるだけ一つ地方とのつながりをつける。それには、やはり人的にも資金的にも、実際その中に入れて一緒にやつてやつていくということではないと、遊離してしまうというふうな考えましたので、百六十億のうち一割の十六億というものを地方から出資願う。しかし、法案に書いてありますように、政府はきめただけのもので直ちに出来ますが、地方の十六億の方は、必ずしもそれが一文も欠けないでそろわなければ出資ができません。

いということにはいたしておりません、これは漸次広げていって、せいぜいその程度で願うという建前であるから、そこにもそういう特別の考慮を払つておるような次第でありまして、資金的、人的に地方とのつながりをつけるということ、そういう組み立てをいたしてあります。しかし、これは今あくまで地方公共団体が主体になつておる公営のやり方とは違つて、一つの公団が計画的にどの程度の一の住宅を建てていくことが、早く家を作る一つの道だと考えますから、そこで、これは中央に事務所を置いて、公庫のように金を貸すのが主じゃありませんから、支店を置くことを先に考えるよりも、仕事をするために最小限度の必要な連絡機関は作りまされども、全額に一齐に支店を作つて、仕事を手広く広げるといふことよりも、實際の仕事に必要な限度においてそういうものは作つていくという建前を考へておられますので、支店も全部各県に作るというふうな考え方は出資をいたさなかつたというわけでありまして。従つて、私は頭が幾つにも分れるという意味がちょっと理解がしきれないので、その御質問に対する答弁が的確でないかもしれないと、今申し上げたような考え方で、現実に必要なところへ必要な連絡機関は設けて、この全体の計画を進めて参りたいと思つて、あくまで頭は一つで、その頭というか、中央の機関の中へ地方団体の代表者も加つて、資金的な若干の裏打ちともなつて、一体になつて進んでいくということでありまして、頭が分れるというふうなことは、実は心配をいたしておりませんが、なおわれわれの氣づかぬ点で不十分な点があれば、御指摘をいただいて注意をいたしますことに、何らちゅうちょはいたしておりません。

○小松委員 私もちよつと疑問に思つておる点がある。というのは、似たような帝都高速鉄道交通団というものが、これとどういふような格好で違ふのかということ。事業体なんですけれども、補助金で事業をしておるのではない。手前の資本というものは、支店があつたらうか、それが、資本金の上で各地方自治団体の資本というものを入れて、そこに限定してその公団なるものの資本の範囲からいへば、いわゆる財政といふものからいへば、どうも一本調子にいかないのじやないか。やはり頭が八つか、あるいは枝葉がちよつと出たか、そういう格好の公団組織。仕事はどうでもいゝです。いわゆるその資本というものが、どういふ格好に連なつて一つの組織になるか、そこがところが中途半端ではつきりしない。だから、最初例としてあげた高速鉄道交通団のようないふものかどうか、その辺のところをもう少しはつきりしていただきたい。

○竹山国務大臣 どうもごもつともなような氣もいたしますが、私の申し上げるのは、十六億というものは、一応資本として各県がそれぞれに応じて出していたらいいので、出していたらいいものになるのですから、それでばらばらになるというものは、私は考えられません。同時に、人的な機構といへば、五人の理事のうち、地方からは二人を代表者として出して、何県か地方の代表者の意見を代表するという考え方は人的な機構はできませんし、それから百六十億の資金の中へ十六億の資金というものが掛け込んでしまつて、その割合は別に金の種類があるわけじゃないのです。一本のものとなつて必要な建設計画を進めていくということでありまして、御心配のような問題は私は何ら憂慮いたしておりませんが、ただお話の中で考えられることは、もちろん東京がある程度の出資をして家を建つ、大阪もある程度出資してもらつて大阪へ家を建つというふうなことは、これはある意味において当然のことでありまして、それは決して分割した考え方ではなくて、それを一つとして総括してあげればいゝといふふうによつて珍れば、さしたる支障はなからうと考へております。

○小松委員 事務当局にお願ひするのだが、そうした見解をもう少し具体的に――大臣以外の見解がありますか。○石破政府委員 お話の通り、資本金と両方から成り立つておりますが、経営はもちろん一本でやるつもりであります。といつて、政府の考えだけで動かないように、地方の意思も十分反映するように、いろいろ法案上も考へております。まず第一に、毎年の事業計画でありまして、予算でありますとか、そういう公団の業務の基本になる事項は、管理委員会というので決定することになつておりますが、この管理委員会の構成員のうち、二人は関係の地方公共団体の長が共同で推薦する者のうちから任命しなければならぬ。こういうことで、地方との関係を

まず第一に縛つております。次に、三十四条を見ただけですと、公団の住宅の建設計画でありますとか、宅地の造成計画、こういうものを作ります際には、関係の地方公共団体の意見を聞かなければならぬ、こういうふうな規定などがあります。さらに入居者をこらんになりまして、これらについては一切建設省令が定めるところにいたしておりますが、三十二条では、地方公共団体の長の意見を十分取り入れてやるような規定の仕方をいたしたいと考へております。なお、財務の点に關しても、出資者でありますので、出資者たる地方公共団体に對しましては、いろいろ必要な報告をする、そういう規定を設けておる次第でございます。そういういたしますれば、最終的には建設大臣が監督しておられますので、これが二元的になる危険もありませんし、といつて建設大臣が独断で仕事をやつていくという危険もなからう、かように考へておるわけであり

○小松委員 そういうふうないろいろ聞いてくると、何も公団というのを別にこしらへぬでも、建設省の外局かあるいは今までの住宅金融公庫ですか、そういう形でも、そういう機構を作らないでもやれるんじゃないかという氣がするのです。やれないとすれば、やはり資本というものを別個にはつきりして、そうして将来、住宅建設というのはここが山で、三年なら三年、五年なら五年と一応建設したならば、あとは管理の面に變つてくると思つて、それが永久に今までのままの建設がどんどん続けば別ですが、ある一つの

山を越した場合には管理の方向に変わってくるので、そうした場合に、やたらに機構を広げておいて、そうしてそのときに建てた住宅に全部のものが寄りがかかって寄生虫みたいなものになつて、その住宅の家賃というものが下つてこない。こういう三年、五年の先をいろいろ考えたときに、そんなにやたらに機構を広げていくのがいいのかわ、その程度のことならば今の機構でやれるんじゃないかということをお私に考える。何かもの珍しく、資本を入れるのだから、生命保険から何十億かくるのだからというので公団を作つた。

二、三年して建設していくうちに、それがやむやみになつてくるか、あるいは妙なふうに変形して、住宅の寄生虫みたいなものになるのではないか、こういうことを私は心配しておるわけです。その辺の見通し、今は今でいい、これは、竹山さんが建設大臣になつておる間はいい。しかし、これは五年も六年もというわけにいかぬと思ふ。その三年、五年の将来のときに、住宅建設の上に公団組織というものがあつて、益なきものになつてくるのではないかと。それは過去の住宅公団とか、そうしたものを振り返つてみると、日本の機構の場合、いろいろな公団というものをこしらえると、やがては公団が妙なものもつと言へば、食糧営団とか、何とか営団とかいうものがあつた。ところが、そのときはよかつたが、しまいのころには、もう食糧営団が官僚的になつて、庶民の食生活の上のさばつてしまつて、やみ取りをしたり何かして、食糧営団そのものが妙なものになつてしまふ。こういうこ

とを過去に幾たびか経験しておるか、住宅公団が、当初竹山建設大臣が思つておつた趣旨からはずれて、また賃貸し親分のようになつてくるのではないか。特に宅地造成というものを含んでおるゆゑに、住宅界の大ボス営団にならう。こういう心配も考へるかならう。それなら最初からそういう公団をしゃにむに作らぬでも、今の機構でやれるのではないか、そういうことを私は考へておる。その辺の見解の相違でもありましようが、その辺を一つ御答弁願ひたい。

○竹山国務大臣 まことにごもつともな御意見だと思ひます。今度これを考へますには、もちろんいろいろな意見を十分検討をいたしたわけであつたわけではありませぬ。私はこういうふうには考へております。公営住宅というものは、これは社会政策もさうですが、政府が最大限の国費を負担して低家賃の家を極力作つていくという建前は、これは基本であつてくすすすべきではないと考へますから、この制度は、これを一挙に膨大にするというところは財政上、立場が違ふ別でありまうが、一挙に何十倍にするというところはできないと思ひますから、これは基本的な政策として依然として続けていく。一方、今日の住宅金融公庫というものは、御承知の通り金融機関として今日まで住宅問題に取り組んで来たのでありまして、住宅に対する不動産金融機関というものは、終戦後不動産金融機関というものが制度上なくなつてしまつた。私はこの不動産金融機関というものをしっかりとしたものにしていく

ことが、国民生活の安定に必要だ、これへもつと政策上努力をすべきだと考へておりました、農業の方でいへば、農地担保金融制度というものは、農地改革の裏づけとして当然なすべきことを今日まで怠つておつたという点で、多少社会政策の考へ方と違つておりますが、今度の自作農の農地担保金融というものは、そういう構想で出したわけでありまう。同時に、住宅に対する金融機関というものは、漸次もつとしっかりしたものにしていく必要があるらうと私は考へておりました。それには、幸いにして住宅金融公庫というものが住宅に対する金融機関として、当初は政府の別動隊のごとき形で、政府資金を貸すというだけで出発をいたしましたわけでありまうが、私は、むしろこれを住宅不動産金融機関として健全なる発達をさして力強いものにしていくということが、将来の恒久政策としてとるべきものだと考へる。そこで、今度も住宅資金に対する保証保険の制度を公庫に扱はせることにいたしました。その一貫した考へ方から出発をいたしております。ところが、当面住宅の不足を急速にやつていこうとするには、公営と今申します金融機関と金貸しだけでやれるかというところ、それではわれわれとしてはどうも不十分だ。この際政府が資金を思い切つて集めて、みずからどんだん家を建てていく。あるいは御批判はありましたが、宅地の造成は政府にかつてどんだんやつていくという現業的な施策を強力にやらなければ、従来のままではなかなか拡大ができないという考へ方であり、住宅公団なるものを考へたわけでありまうから、私は永久的に公団が家を建

ていくということを案は考へておりませぬ。十年計画で、計画が終れば、もうこれは将来は公営と公庫でけつこうだ。そういう意味で、これをいつまでも政府のみから家を建てていくというのでなく、済むようにすること、住宅政策だつらうと思ひます。それは、金融機関の公庫と、みずから家を建てる現場をやるものと、事務的にも経済的にもごちゃごちゃになつてしまふことは避けなければならぬ。現実に非常に綿密な計画のもとに進んでいかなければならぬ。公庫の金融機関を、一時的にわつと家を建てるため使いますと、これは必ず混乱をいたしま

すから、私は一緒にやるべきじゃない。いろいろ意見はありましようけれども、私は将来のことを考へて公団の家を建てるものは、人間も違ひます。これは現場の建築屋の諸君が中心になつてやらなければならぬ仕事であり、公庫の金融機関というものは、必ずしもそうでないものでありますから、そういう意味において、画然とおのおのの分担を通しても協力せなければならぬ。せんけれども、分けていくことが、将来の住宅政策といひますか、全体の政策の見通しから申して必要だという考へ方に立つて、かような方式をきめたわけでは、いろいろ御意見のある点もあつたらうけれども、省内においても、当初計画を立てる場合に、いろいろな方面の御意見があつたことは事実であります。率直に私はそれを認めますが、私は最後の決意は、さような考へ方に立つておるわけでありまう。

○小松委員 私は将来を見通して、こういう新しい組織というものはもの珍しくしないで、今の組織、機構の中で現実に行われるのではないかと意見を述べたが、それは政治的立場も違ひますから、そういう公団組織をこしらへて、勢い込んで旗を上げてやることもいいでしょう。しかし、この際言つておきたいことは、最近でも営繕の人が首を切られるというよゆうなことを聞いて、さもあらうと思はれるのです。家を建てるときには、ネコもしゃくし家も建てるんだからといって採用をしたが、家も建つて官庁営繕も済んで、もう要らなくなつた、五年たつた後にはやめてくれというのでお私箱になる。五年間骨を折つたのではないけれども、将来が不安定だということになる。公団経営というものは、やたらに規模が大きくなりまうと、将来住宅建設は、ある年月がくると限度がきて、平常的な管理業務に変わつてきたときには、その規模というものをはほど考へておかないと、そのときになつて、首を切るといふことになつて、首を切れば、思い切つて資本主義社会の中に飛び込んでいって、宅地、土地建設会社や電建会社や、あるいは何々住宅協会などと、しごを削つて宅地造成に競争するとか、あるいは住宅建設競争をするよゆうな力を持たせるようにすれば、公団ももう政府の金なんか当てにしなくてもいい。いろいろ文句を言われぬでも、手前からしつかりやつていきまうよゆうな時代がくれば別ですけれども、おそろしく今の公団のやり方では、勢いのいいときはいい。しかし三年、五年先を見ると、こ

うしり細りになつてくることもわか

る。それもいいでしょう、いいでしょうが、今度のいわゆる公団を作る場合

と、日本の機構の場合、いろいろな公団というものをこしらえると、やがては公団が妙なものもつと言へば、食糧営団とか、何とか営団とかいうものがあつた。ところが、そのときはよかつたが、しまいのころには、もう食糧営団が官僚的になつて、庶民の食生活の上のさばつてしまつて、やみ取りをしたり何かして、食糧営団そのものが妙なものになつてしまふ。こういうこ

うしり細りになつてくることもわか

る。それもいいでしょう、いいでしょうが、今度のいわゆる公団を作る場合

には、そうした意味のわが力の限界線、公団運営の限界線をしつかり考えておいていただきたいのであります。そうでなくて、私は公団というものが、将来の住宅に住居住民に大きな負担になってくるのではないか、かように考えます。これは意見になって参りますから、その点意見は意見として、公団というものを作らないでも、同じ金を使うならば、公営住宅一本で建設を急ぐという格好の方がいいのではないかと、こういう趣旨からいっておるわけでございますから、その点、やだけ大臣にもう一回はつきり言っていたきたい。

○竹山國務大臣 これは考え方の違いでありますから、何度も同じことを申すようで恐縮であります。急速に住宅を政府の方でどんどん作っていく。これは公団がかわってやっていくという政策をこの際とすることが、住宅政策推進のために必要である。しかし従来やっておる公営及び公庫の制度を、あくまで伸ばしていくということには、何ら変更するところはないという三本建の考え方というものが私の考え方でありまして、公団が別にオールマイティでないことも事実であります。しかし、これだけでは私はむずかしいと思う。先ほど来申し上げておるように、公営の制度だけにとよるといふことでは、われわれの立場としては困難だということ、また逆にひっくり返せば、公団の必要なるゆえんでありますので、あまり私も自分の効能書きを言うようでは恐縮であります。そういう考え方を。

それから、今お話の中で、人の問題

について御心配いただいております。よくそのお気持はわかる。これは、決してこの際にして事を起す意味において、そういう問題が起つたのではないという事は、どうか御理解をいただきたいのであって、実を言いますと、建築の技術者の諸君などというものは、実は建築に限らないのであります。これは一番の毒に考えております。これは技術者に伴う一つの半面でありまして、一生懸命で仕事をやって、仕事がないのに役人の定員の制度上、仕事はできない。役人の定員の制度上、仕事がないのに役人を置いておくこと、これはできない。そういうところに、非常に営利会社とは違った矛盾があります。また性格からいって、家を建てるという仕事は、永久に継続するはずのない性質のものであります。ですから、だんだんと新しい分野を開拓していく、本来の性格上、そういうふうになつて参ります。人情としては、いつまでも置いておきたいという気持は、われわれだって人後に落ちないつもりであります。それができない。だから、むしろこれは思い切つてそのときどきの政策の重点に向つて、その人の能力を最も有効に働いてもらえようという機構を、それが必要に応じて起つていくその分野において思い切つて働いてもらおうということが、やはり一番働きのいいことであつて、仕事はないけれども、いつか起るかもしれないから、じつとがまんして待つておれという事では、行き方としては、若い諸君には思い切つた期待はできないと思つて、これがだんだんと日本の経済や機構が落ちついて参れば、もつといろいろな整つた体制にもなりましようけれども、何しろ戦後のいろいろな

混乱の中の仕事をやってきた、そのあとの体制を正常な状態に取り戻すための、いわゆる独立後の政治の切りかえのために起つてくる、これも一つの現象と私は考えておりますので、それを最もスムーズに、国家のためにもなるように、個人のためにもなるように、親切にいろいろな方面から考えて参りますので、その辺も一つ御理解をいただきたいと思つて。

○小松委員 よくわかりました。これ以上は、住宅公団のことについてはお伺いしませんが、種あかしをすれば、東京の公営住宅が行き詰まったから、何とか公団みたいなことをしなければならぬというの、それもその公団の発祥であるというの私は見えておる。あとからいろいろ理屈はつくでしょうからいいでしょう。

そこで私は、大臣に希望を申し上げておきたいのです。住宅金融公庫は、設立の当初は、非常に勢い込んで貸付住宅というものが起つてきた。ところが、その後限界線が来たのか、住宅金融公庫に金が余つた。それで自由党内閣のときに、その金を引き落したというところもありませんが、なぜ住宅金融公庫が行き詰まるかということも考えたときに、頭金の問題と、それから坪当りの単価というものが、必要以上に小さく見積つてあるために、実際坪単価がその倍もかからなければ、いなかでも家が建たない。住宅金融公庫の坪単価では、まるで思うような恒久的な自分の住宅というものは、みすぼらしく建てられない。そうならば、頭金を出した上に、その不足の金を出さなければならぬから、ずいぶんたくさん

手前の金を用意しなければ、住宅金融公庫の金を借りても意味がない、こういうところから、借り手が、あるいは遠慮する向きも出てきたのだらうと思つて。今、国民の中には、住宅を建設したいという希望は、切実にあると思つて。そこで住宅金融公庫の金を、もう少し一般大衆、零細な大衆に貸し出しができるような方法を講ずることができないか。たとえたならば、よく新聞の住宅、貸問とか貸家の欄を見て、権利金なし、敷金なしという家にも、一審みんな飛びついておるといふのはどういふわけか。権利金が六万円だ、敷金が三万円だということに家賃を三万円出すよりも、権利金なし、敷金なしで三五千五百円の家賃を出して行く方が、勤労階級としては飛びつきやすい。そうすると、住宅建設の場合に、頭金を五十万円も三十万円も二十万円も出して家を建てることはできないから、住宅金融公庫というものがある。これに今後どういふように考へるか。私は、大臣も私の考へる通りに考へてもらいたいと思つて、本年の金融公庫の運営は、そういうふうになつていないのです。これについて、一つ御見解を承わりたい。

○竹山國務大臣 これは毎々御注意をいただいておりますが、実は事務的に、予算の組み立て上七〇％の資金を貸し出すことにはきめておられますので、それが非常な御批判を受けておる。それで私も、決してこれがいいとは思つておりませんので、今いろいろ皆さん方の御注意をもとにして、最大限度公庫が運営をし得る範囲で融資率を引き上げるためにはどうし

たらいいかということについて目下検討中でありまして、これはおきめをいただくころまでには、われわれとしても最大限度の率を引き上げるように、われわれの、また公庫の責任においてこれが実行できるように今検討をいたしておりますが、だいが自信もありません。から、御希望以上に行くとお申し上げられませんが、今まで申し上げた中で工夫をいたしまして、できるだけ内容が実際の要請に感じ得るような案を目下検討をいたしております。またできましたならば、一つ御批判をいただきたいと思つて。

○小松委員 それでは今の点は一つ大臣の善意ある善処を願いたいと思つて。もう一つ、先ほどちょっと聞いたのですが、今年二千万円金を用意した、大臣はそう言つたのではないかと。私は昨日も申し上げました「季刊」という雑誌を見ておると、建設当局の課長が何か、全国的に本年の住宅不足の調査をやるといふのをちらつと見たように思つた。大臣も、今そんなことを言つたのであるが、それはどういふ計画があるか、お考えを承わりたい。

○竹山國務大臣 先ほどちょっと申し上げたように、今年実は二千万円の予算をとりまして、ほんとうをいへば、家を建てる金がないときにせいたくだと思つて、これはやはり戦後のいろいろな混乱時代の中でだんだんに積み上げられてきていますから、この際一つ、これで十分とは思つておられる。住宅のいろいろな面について、できるだけ基本的な調査をしてみたいということ、具体的な問題は今計画をいたしておりますが、必要と

あれば官房長から申し上げます。
○小松委員 今必要ではないのです
が、全国調査ですか。

○竹山國務大臣 そういうことです。
全国的に調査をしたい。国勢調査のよ
うに一軒々々調べるところまで
は、二千万円ではとてもできません
が、これで一ついろいろまい方法を
考えて、いろいろな要請にこたえる
ような資料を作りたいと思っております。

○小松委員 二、三年前か、ちよつと
調査しかけて途中で投げたんじやない
ですか。全国調査というものは、なか
なかむずかしいのですが、その辺どう
ですか。

○石破政府委員 お話の通り、昭和二
十八年にやっております。ただ、その
ときは住宅事情の最も悪い市部だけを
調査して、それを郡部に類推と申しま
すか、過去に調査したのがありますの
で、ふえ工合とか減り工合で率をかけ
まして、郡部は推計しておるとい
うのが実情でございます。今度は、それを
全部というわけにはいきませんけれど
も、二十八年から日数もたつておりま
すし、そういう不完全な点もあ
りますので、やはり抽出検査に
なると思いますが、早急に、もう少し徹底
した調査をしたい、こういう意味であ
ります。

○小松委員 最後に、金融公庫の方は
おりませんか。——おられないよう
ですから、それでは質問を終わります。
○内海委員長 中島委員。

○中島(農)委員 建設大臣に質問いた
しますが、政府からの資料といたしま
して、現在二百八十四万戸が不足し
ている、今後年間人口増などで二十五

万戸ぐらいつぶえていくことを推定
する。実際この通りでありまして、住
宅難ということは非常にはつきりとわ
かっているのではありませんが、さて、そ
こで問題となるのは、いかなる階層が
最も住宅の困窮度が高いか、住宅の困
窮度の高いのは、いかなる階層である
かということが、まず基本的な問題で
ある、こういうふうな考えなのであり
ます。従つて、この基本的な問題の上
に立ちまして、住宅政策を策定したと
いうように私ども解釈いたしておるの
であります。従いまして、この基本的
の問題であるところの住宅困窮者の階
層、収入はどのくらいのところと踏ん
でおるかということについて、質問い
たしたいと思ひます。

○竹山國務大臣 私はこういうことだ
らうと思つております。住宅に困窮
しておるという人は、いろいろな階層
にあると思ふ。まあいわゆる資本家、
金持ちは勝手に建てますから別です
が、国民の中層をなすところの勤勞
者、中小工業者といったような人も、
住宅の土地がないとか、資金がうまく
いかないとかで、家がないという困り
方は、むしろそういうところにもずい
ぶんあると思ふ。ですから、必ずしも
まるで収入のない、いわゆる困窮者だ
けが家に困るといふことではないと私
は思ふ。そこで、住宅に対する要求と
いふものは、非常に幅の広い要求が起
つてくるわけでありまして、何でもい
いから、とにかく一間でもいいから
いれる家を建てろという要求、しか
も、これは家賃は払えないのだから、
ただにしてくれれば一番いいし、払う
にしてもごくわずかししか払えないの
だという階層の要請というものが熾烈で

あること、これがなかなか多いとい
うことも事実であります。ところが一方
においては、そんな小さな家を建てた
つておれたらはいれないのだ、とに
かく相当のアパートを建ててくれ、も
う木造住宅なんかだめなんで、不燃性
のアパートにすべきだという要求が、
御承知のように都会においては猛烈に
強いわけでありまして、そこで、われわ
れの立場からいたしますと、観念的に
は、食うに困る国民の層に対して家賃
供給すれば、あとは自分で何とかす
べいいじやないかということも、一応
考えられるわけでありまして、これだ
けでは、私は住宅対策にはならない
し、事態の要請の解決にならないと思
いますので、どうしても両方の要請と
いふものを適當なつり合ひにおいて対
策を立てていかなければならぬ。もち
ろん、いわゆる中以上の所得者の問題
は、これは自分の力で考えてもら
う、いわゆる自力建設の面というものは、
ある程度の援助を政府がやれば、あと
は自分で解決してもらつて以外に方法
はありません。そういうことを前提に
して考えて参りますと、いわゆる低額
所得者に対する住宅の供給というもの
は、今日までやつて参りました公營住
宅をできるだけ数多く、できるだけ
家賃の少ない家を供給するといふこと
に、公營住宅のねらいをまず持つてい
く。そしてある程度の収入のある勤
勞者が中心であります。そういう人
たちの要請に應ずるためには、これま
た安いに越したことはないのですけれ
ども、ある程度進んだ耐火アパートの
ようなものを供給する。しかし、五万
も十万も月収のあるような所得者を対
象にすることは、政府がやる住宅対策

としては必要のないことでありますか
ら、これは金融的方法を立てれば自然
にできていくわけでありまして、いず
れにしても、いわゆる中層の所得者を対
象にしたまのところが政府の政策の
対象になるもの、その割合をどつちを
重点にするかということが、非常にむ
ずかしい問題であります。私はやは
り数においては低額所得者に対する公
營住宅を数多く供給するといふこと
が当面の要請であり、あとは資金的に
まかない得る耐火アパートのよう
なだけ進歩した耐火アパートのよう
なものを、都会においてはできるだけ多
く供給をしていくことに努力を
するといふやり方が、私たちの今考え
ておる態度でありまして、それが今度
の三本建のやり方になつてきたよう
なわけでありまして。

○中島(農)委員 重ねてお尋ねいた
しますが、ただいまの基本的な問題につ
いて、はつきりした御答弁を得られな
かったことを、大へん遺憾とするも
も住宅に困窮し、最も大きな人員であ
るかということが、この基本的な問題
であると思つております。これらは、
建設省といたしまして数字をつかむ
といふことは困難だと思つてありま
すが、この住宅政策を策定するに当り
まして、厚生省あるいは労働省なんか
の意見を徴してこの策定をしたかどう
かということについて、お伺いをした
いのでございます。

○竹山國務大臣 それはもちろんや
つております。なお住宅審議会には、各
面のその道の権威者が集まつておられ
ますから、今お話のような問題は——
総評からも住宅審議会には参つておら

れますし、いろいろな方面の意見を私
は十分取り入れて考えておるつもりで
あります。

なお、基本的な階層のことが不明確
だつたとおっしゃられますが、私が先
ほどから申しておる通りに、勤勞者を
含む国民の中層までの層といふもの
が、全部住宅を必要とする層で、それ
を対象に考えておるといふことで、そ
れ以上のせいたくは、政府としてほと
ども考へる余裕がありませんから、自
力建設の方へ回しておるといふこと
でありまして、端的に申せば、勤勞者の
住宅といふものが全部で、その中でい
わゆる低額の、収入もない未亡人と
か、そういう方面の人たちのことも考
えなければなりませんから、できるだ
け極端に安い低家賃の家を、公營の方
で特に考へていくということでありま
して、対象になる範囲といふものは、
おのずからわれわれは皆さんの考へ
と、そんなに食い違ひはないと思つて
おります。

○中島(農)委員 結論的に申しま
して、現在約三百万世帯が住宅が不足
しておるといふことになるのです。従
つて、住宅政策を策定するに当りまし
て、この三百万世帯の中で、たとえ
ば、具体的に申し上げれば、月収二万
円程度のものが何世帯で、月収四万
円程度のものが何世帯であるといふよ
うなことを、大ざっぱで、推定でもい
いのであります。そういうような基礎
の上に立つて住宅建設計画が立てられ
なければならぬといふように私は考
へるのであります。そういうような基
礎の上に立つて、この住宅政策を策定
したのであるか。もしそういうような
基礎の上に立つて策定したといひま

たしては必要のないことでありますか
ら、これは金融的方法を立てれば自然
にできていくわけでありまして、いず
れにしても、いわゆる中層の所得者を対
象にしたまのところが政府の政策の
対象になるもの、その割合をどつちを
重点にするかということが、非常にむ
ずかしい問題であります。私はやは
り数においては低額所得者に対する公
營住宅を数多く供給するといふこと
が当面の要請であり、あとは資金的に
まかない得る耐火アパートのよう
なだけ進歩した耐火アパートのよう
なものを、都会においてはできるだけ多
く供給をしていくことに努力を
するといふやり方が、私たちの今考え
ておる態度でありまして、それが今度
の三本建のやり方になつてきたよう
なわけでありまして。

○中島(農)委員 重ねてお尋ねいた
しますが、ただいまの基本的な問題につ
いて、はつきりした御答弁を得られな
かったことを、大へん遺憾とするも
も住宅に困窮し、最も大きな人員であ
るかということが、この基本的な問題
であると思つております。これらは、
建設省といたしまして数字をつかむ
といふことは困難だと思つてありま
すが、この住宅政策を策定するに当り
まして、厚生省あるいは労働省なんか
の意見を徴してこの策定をしたかどう
かということについて、お伺いをした
いのでございます。

○竹山國務大臣 それはもちろんや
つております。なお住宅審議会には、各
面のその道の権威者が集まつておられ
ますから、今お話のような問題は——
総評からも住宅審議会には参つておら

れますし、いろいろな方面の意見を私
は十分取り入れて考えておるつもりで
あります。

なお、基本的な階層のことが不明確
だつたとおっしゃられますが、私が先
ほどから申しておる通りに、勤勞者を
含む国民の中層までの層といふもの
が、全部住宅を必要とする層で、それ
を対象に考えておるといふことで、そ
れ以上のせいたくは、政府としてほと
ども考へる余裕がありませんから、自
力建設の方へ回しておるといふこと
でありまして、端的に申せば、勤勞者の
住宅といふものが全部で、その中でい
わゆる低額の、収入もない未亡人と
か、そういう方面の人たちのことも考
えなければなりませんから、できるだ
け極端に安い低家賃の家を、公營の方
で特に考へていくということでありま
して、対象になる範囲といふものは、
おのずからわれわれは皆さんの考へ
と、そんなに食い違ひはないと思つて
おります。

○中島(農)委員 結論的に申しま
して、現在約三百万世帯が住宅が不足
しておるといふことになるのです。従
つて、住宅政策を策定するに当りまし
て、この三百万世帯の中で、たとえ
ば、具体的に申し上げれば、月収二万
円程度のものが何世帯で、月収四万
円程度のものが何世帯であるといふよ
うなことを、大ざっぱで、推定でもい
いのであります。そういうような基礎
の上に立つて住宅建設計画が立てられ
なければならぬといふように私は考
へるのであります。そういうような基
礎の上に立つて、この住宅政策を策定
したのであるか。もしそういうような
基礎の上に立つて策定したといひま

すれば、その基礎の御発表を願いたいと思ひます。

○竹山國務大臣 官房長から数字的に申し上げます。

○石破政府委員 この数字を責任を持ってお答えするだけの正確な資料は持っておりませんが、お話を通り、住宅不足を最も痛感している階層は、所得から申しましても、やはり低い者ほど多くなっております。お話を通り、住宅難の比率と申しますと、これはいろいろのものを取ってみますと、これは継世帯が多い少いによつて違いますが、その点も考えていたかなければなりません。絶対数から申しましても、住宅不足を訴えておられますものは、各階層にわたつておられるわけはございます。お話を通り、最も多く固まつておられますところは、やはり一万二千円程度から二万八千円程度、まあ三万円までというところのようでございます。

○中島(農)委員 私の要求いたしますのは、しからば、ただいま官房長から説明のあつた二万円程度が、この三百万世帯の中で何%を占めておられるか、それから月収がさらにそれ以上のもの、それから下のものというふうな幾段階に分けたそういう基礎の上に立つて、住宅政策を樹立せねばならぬと考へるのであります。この住宅政策を策定する基本になるこれに対する資料が非常に貧弱であることを大へんに遺憾とするものであります。そこで、昨年度までの金融公庫の貸付の状態を見ますと、一〇〇の申し込みに対して、金融公庫から借り受けのできたものはわずかに四%というふうなことになるのであります。従ひまして、こ

の申し込みがいかに多いかということ、この数字が如実に物語つておられるのであります。そして、これに對しては、約二十八万円ないし三十万円程度で一戸が建設されておられるような状況であります。今度の公団法案によりますと、一戸当り約八十三万円といふような資金が必要なわけであり、また、膨大な官庁機構を、実質において一つこしらへるといふような結果になつておるのでございます。従ひまして、もし住宅金融公庫がこれだけの金を扱いますれば、三倍くらいの家が建設できるのであります。都市センターとして、もつと住宅が緩和した将来は別でありますけれども、この非常な住宅不足の現況におきましては、今回の公団を設置するよりは、この方へ融資いたしまして住宅の増強をはかつた方が、はるかに簡便であり、そうして三倍近いところの戸数が建つのであります。これに對する大臣の御所見を承りたい、かように考へます。

○竹山國務大臣 ごつともな点もありませんが、今の三倍になるというお話は、これはちよつと数字的に何かお考へ違いがあるかと思ひます。それは公庫の産勞住宅を建てるのと、公団が建てますのと、同じものを建てれば、同じだけ金が必要のわけであり、それを逆に申せば、公団が作るのと、従来的公庫の産勞住宅を、小さな貧弱な家に分割しろとおっしゃれば、これは戸数はふえますけれども、同じ家には同じ費用がかかるわけですから、ただ違ふ点は、お話を通り、公庫は全額を貸せざるわけじゃないが、公団は自分で建てるのでありますから、全額の費用を見込んで

おる。こういう關係で、若干の食い違ひはありますが、やり方としてはこの金でもつて三倍家が建つなどということとは、全然私たちに考へられないこととてございまして、内容は、同じものを作れば同じだけ金が必要のわけであり、そんなわけであり、また、実際みずからやるか、金を貸してやるかというやり方には、いろいろ御批判はありましよう。ありましようが、たびたび申し上げるやうに、金を貸してやる制度だけでは、住宅の急速、集中的な建設は困難であるといふふうな考へますので、今度の制度を考へたわけでありまして、費用の点においては、決してせいたくをいたしておるつもりはありません。

○中島(農)委員 私の質問に不備な点があつたかもしませんが、何か建設大臣、お考へ違いがあるかと思ひます。金融公庫で融資した場合の率を申し上げたわけでありまして、それで、昭和二十九年におきましては、申し込み数が十一万七千九百二十九人ありまして、承認戸数が二万六千六百二人でありまして、パーセンテージにして四・四、つまり百人に對して四・四人しか承認戸数がない、かような計算が建設省から出ておられるわけでありまして、そうして融資額において百四十二億円で、建設戸数において四万戸建設ができておられるわけでありまして、一戸当り三十万円ちよつとになるのじゃないかと思ひます。従つて、八十三万といふ金額になりますと、三倍よりはちよつと少いのであります。しかも今回の金融公庫の融資におきましては、一〇%貸し出しの率を下げたおるといふやうな現状から見まして、本年度の金融公

庫において行いますれば、三倍の家が建つといふことは、数字的にはつきり出ておられるわけでありまして、従ひまして、都市センターとかいろいろの問題を含めてお考へになれば、あるいは今度の公団もよろしいかと思ひます。現在のやうな住宅が逼迫している場合におきましては、どうしても質より量といふことを求めねばなりませんので、公団よりは金融公庫を生かして、そしてこれだけの金でもつて三倍の戸数の家を建てる意思はないかといふことについて、お伺ひしたのであります。

○竹山國務大臣 いろいろ御注意の氣持は、よくわかるのであります。これは見解の相違といふことになるかも知れませんけれども、私の申し上げているのは、産勞住宅を、現に公庫でやつておられます資金の貸し出し額と、今度公団のやつます四階建てアパートにおいては、同じだけの費用を見積つていふというわけでありまして、ですから、こういう四階建てアパートのやうなもの、せいたくだから小さくしろと言ふなら、これは問題は別であります。それから、今お話の七割、八割の問題は、先ほど別に御答弁申し上げたやうに、予算上は一応そういうことにきめておられますが、いろいろ資金的なやりくり苦心をいたしまして、前年度より實質的に著しく低下いたさぬやうな方法も、実行の面においてはやり得る確信もあつたので、この点は昨年より悪くするやうなことはないやうに、実はできるだけいたして参りたいと思ひます。そういうわけですから、今お話の二十万円とか三十万円とかおっしゃるの、要するに中層アパート

のやうなものや木造のものを一緒にした話か、あるいは木造の家に基準を置いてお話になつておられるのか、それも七割ないし八割貸せるその金の額をお話されているわけですか。これに對して公団は、土地つきで全部費用を持つて建つとするわけでありまして、幾分そつちの方が費用が多いやうに見えるのは當然のことでありまして、それが三倍になるんといふやうなことは、全然考へられませんか。この点は、議論になるやうで恐縮であります。お考への方持はよくわかりませんが、公団の金を全部公庫に入れたら同じやうな家が三倍建つといふことは、これは絶対に考へておけません。なお、私の申し上げることで御理解いただけなければ、官房長から数字的に申し上げてもよろしゅうございませう。

○中島(農)委員 建設大臣、これはあなたの方から出た資料でありまして、昭和二十九年に金融公庫の融資住宅が四万戸建設されている。これに對して百四十二億円の融資額をいふ。この数字から割り出した金額であります。しかも本年度は、この融資額を一〇%引き下げたのであります。従つて、この計算からいけば、一戸八十三万円かかる金額でもつて十分三戸建つた、こういうことを申し上げたわけでありませう。

それはそれとして、次にお伺ひしたいのでありますけれども、公団において融資する家は八十三万円かかると。従つて、昨日の官房長の答弁では、家賃は約四千元といふやうなお話があつたのであります。また現在の住宅の最も困窮度が高い層は、二万円前後の月収者であるといふやうなお話で

あります。従って、今般公団のもくろむところの住宅に対しては、最も困難度の高いところの階層が入ることができぬという事は、これははっきりわかっているものであります。そこで、ある程度高給所得者もしくは蓄積のあつた者ということになるのであります。従つてその階層に当てはまる者は、金融公庫の融資を受けて家を建てるところの階層に当てはまるというように直訳しても差しつかえないように私は考えるのであります。そういったすとすればただいま申しましたような現在の金融公庫を高度に活用すれば、百人の申し込みに対して承認者はわずかに四人というような実態はなくなつて、えらい職員をふやさずとも、国民大衆から歓迎されて、そして三倍の家が立つのであるから、この点お考え直したかどうかということをお伺いいたすわけでありませう。

もう一つ、公団住宅についてお伺いたすのであります。八十三万円の金をかけて、四千万の家賃で収支が償うかという点であります。この二つの点に對しまして、お答えを願ひたいと思ひます。

○竹山國務大臣 八十三万円というお話しは、百六十六億を二万户で割るとさういうことになるということも、一応ごもつともであります。これにはいつも申すように、約百万坪の土地造成の費用を十数億見込んでおりますし、それから、土地付で公団の一戸分は八十万円はかかる計算でおります。しかし、その費用の点は、別に御議論申すわけではないので、この基準は、先ほども申すように公庫の産勞住宅の基準と變つておりませぬ。それからその家賃が四

千円というのも、まだ四千万にきめてあるわけではないわけでありませぬ。できるだけ低くやれるように、今いろいろな資金の組み立てによつて検討をいたしておりますから、そこまでは行かぬと思ひます。それで、今三種の資金の組み合わせでやれる最小限度の家賃を出そうという努力をいたしているよくなわけでありませぬ。従つて、これが絶対的な非常な高収入のものを対象にするというお話であります。私たちがさういふことは考えていないので、従来も、産勞住宅には相当の頭金を要しますから勤勞者にはいれない、それを勤勞者の諸君にも、頭金なしの家を作れば、ずつと築にはいれる。しかし何と申しても、近代的な中層アパートを作れば、ある程度の家賃はどうしても出していただかなければならぬが、それは必ずしも金持を対象とするというわけではなくて、払い得る最小限度のところをねらつて三千万台であるというところならば、今の実勢から見ると、決してさうむちゃな高いものとは私は考へておらぬやうなわけでありませぬ。

○中島(慶)委員 いろいろ御答弁があらましたが、何となくどうも私の考へと食い違ひがありまして、大へん遺憾であります。

それから住宅融資保険法でありますけれども、住宅融資関係につきましても、建設省の方から金融関係と特別のお話し合ひができてきているというやうなことをこの前伺つたのであります。住宅建設費に對しまして、大体何%ぐらい融資することができるのであるか、そして金利はどんなところに押えているのか。そしてさらに、融資と保険とは、同じ傍系会社と申しますか、

それに保険をかけなければならぬというやうな点について、大ざつぱな御意見を伺ひたいのであります。

○竹山國務大臣 この前も申し上げましたように、融資保険法は、現在の金融機関、すなわち労働金庫であるとか信用金庫であるとか、銀行であるとかというやうなところの住宅のための金融を保障するのであります。これによつて拘束することはできません。ただ約款をきめまして、さういふ範囲のものに金を貸した場合は保証しようということをはきめるつもりであります。その場合、非常なぜいたくな家とか、あるいは料理屋とかいうやうなものに出ないやうなことは当然きめなければならず、公庫のやうに何%貸せるとか、金利は幾らでなければならぬとかいうやうなことを、この法律で制限することはできません。さういふことは考へておりませぬ。従つて、一ぱいに貸せる場合もありませぬし、内輪で貸せる場合もありませぬし、金利は従来からの金利が当然行われるものだと思います。従つて、保険会社との関係ということは何も特殊な関係はありませぬので、ここにあげられた各金融機関を全部相手としてやるわけでありませぬ。

○中島(慶)委員 現在の金融機関の金利というものは、大体一割程度になると思ひますが、これらから考へまして、かりに一戸五十万円といたしましても、一割の金利を払い、保険料を払うといたしますと、相当高額の家賃を支払う結果になるのであります。結局、高額所得者が住宅を建てれば、絶対量から見ますれば、それが住宅緩和の一助にもなるというやうに考へるの

でありませぬけれども、これでは、おそらく先ほど申したやうな最も住宅困難度の高い階層は、とうてい使えないやうに考へるのであります。それからまた、金融公庫の本年度の政府の方針から見ましても、貸出金を一〇%程度減額している。従つて宅地関係にも非常な影響を及ぼしているやうな点から考へましても、住宅の困難度の高いところの階層を相手にはしておらぬ。それからまた、公団から見ましても、現在の二万円前後の月収の者が一番困難度が高いが、これらの住む家賃ではどうも足りない。さういふやうに、いろいろとせんじ詰めて考へてきまして、どうも今回の住宅政策そのものは、困難度の高い月収二万円前後のところへ重点が向いておらぬのぢやないか、ことに基本的に間違ひがあるのぢやないかというやうに私考へるのであります。これにつきましても、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○竹山國務大臣 住宅融資保険法の対象になるものは、いわゆる自力建設のものを対象としたしてあるわけでありませぬから、お話のやうに、公営住宅を対象とするやうな階層とは、どうして同じだとは申しかねると思ひます。しかし、今日までの現状は、金融機関が住宅に金を貸すことが非常に消極的であります。これでは困りますから、自力建設のためには、金融機関が住宅に積極的に金を出せるやうな方策としてこれをやるわけでありませぬ。この中には、住宅困難者が自力建設をやるやうとする人が、当然対象に上つてくるものでありますから、この点は、私は四十二万户の対象としては決して的はずれては思ひませぬ。

○中島(慶)委員 大臣の見えぬうちに、他に質問したい方がありますので、私これをもって打ち切りしたいと思いますけれども、この公団の組織その他につきましても、たしか同僚の小松委員だと思ひましたが、お尋ねいたしましたけれども、すでに国会に對しまして公団法を出し、そして百六十六億の予算も計上してある上におきましても、相当準備をされていなければならぬのにもかかわらず、定員に對しては、出張所に対しても、あるいは支店、大阪、東京都などにおけるところの概算建設戸数というやうなことに對しましても、何らわれわれの納得のできるやうな答弁がなかつたのであります。大へん、さう申しては失礼でありますけれども、思ひつきでこしらへたやうな感じがしてならないのでありますけれども、この計画は相当建設者として

それから、低額所得者を対象としていないとおっしゃいます。われわれは、十七万五千戸の政府資金を対象とするものは、すべて今お話のやうなものを対象として考へているつもりであります。公団についても、幾分公営よりは高くなりますけれども、前に申しますやうに、もちろん勤勞者を対象として考へておることには間違ひはない。ただ、自力建設の方には、いろいろなものが入つてこなければできませんし、その中から、この融資保険法というものだけわれわれの考へる中層以下の人たちにこの資金が回るやうに、保険約款においてわれわれの趣旨を生かして参りたいという考へであります。

練つてござらえたのでありますか、いかがでありますか。

○竹山國務大臣 これはいろいろ御批判はありましようが、われわれが政治的に責任を持つて実行をしようというこゝとであれば、最大努力をして立案をいたしたと申すよりはかほはあります。

それから、いろいろ準備が不足じゃないか、これは国会がおきめをいたさく前に、人のことやら事務所のことややらやれと言われても、できるわけのものではないので、われわれは腹案として持つておる程度以上のことは申し上げられませぬ。

それからまた、同時に、なぜ私がそこをあいまいに申すかといへば、われわれの一応の事務的な考え方はあつたのでありますけれども、この審議の過程を通じて、国会の御意思を十分にわれわれはごもつとも考えますので、これを実施の面において生かして参らうと、今いろいろ検討をこれからいたそうといはしておるわけでありませぬ。

それから、従つて、事務所をどこどこに置くとか、都市別の建設戸数の割当がないじゃないかとおっしゃられる点は、むしろ私は国会の御意思を尊重して、その御趣旨に合うようにその計画を持つて参りたい。これは計画でありますから、やる気になつて腹をきめれば、直ちにできるつもりでありますので、決してそういう意味での用意は怠つておるつもりはありませぬ。

○内海委員長 三鍋義三君。竹山さんの住宅対策に対する根本的なお考えと申しますか、住宅難はあらゆる階層にある、この御見解は、私はやはり理解できるのでござ

います。しかし、今瀕死の状態にある病人と二人あるときに、どちらを先に手当をするかといふことは、これはおのずから明らかであると思つております。私は、やはり最も切実な家なき人とか、一番家に困つて居る人はだれかといふことを考へて、これにまず投棄すればならぬ、これが一番住宅対策の重点でござります。そこで、この問題につきましては、各委員の方々から、非常に微に入り細にわたつて御質問になつておるのでござりますから、私はなるべく重複を避けまして、一つ竹山さんにお尋ねしたいのは、過日の本会議の質問におきまして、私の手違いから文部大臣と厚生大臣の御出席を願へなかつたので、そのときの質問に対して答弁がいただけなかつたのでござります。これは当然建設大臣竹山さんとの関係になりますので、それで竹山さん一つお尋ねをいたします。

いろいろの問題がござりますけれども、やはり一番の問題は、東京なら東京へ遊学して居る学生の住宅対策というものを、どのようにお考えになつて居るかといふことです。四畳間か六畳間ぐらゐの薄暗いところに、四千円ももつと出して生活して居るアルバイト学生とか、あるいは遊学して居る学生の対策、これなんかやはりこの住宅対策として非常に大きな問題でないか、このように考へるのでござりますが、何か文部大臣とお話しがございましたでしょうか。

○竹山國務大臣 まことにごもつともなことでありまして、その後、文部大臣とも実は相談をいたしております。

まだ具体的に御答弁をいたす段階まで具体案が固まりませんが、端的に申し上げると、実は今回の修正をいたさされた文部省予算の中で、いわゆる育英資金に充てる財源の中から、三千万円とありまして文部大臣出で、一つ君の方で今お話しする学生の寮を考へてくれぬかといふことであります。まさに今お話しの問題であります。私は、今三千万円で家を建てたつて、これは幾らにもなりませんから、これを一つ年々の基金にして、政府資金が出ればすけれども、なかなか困難であります。民間資金なり何なり他の資金をから、民間資金なり何なり他の資金を思い切つて集めて、これには各県の育英会なり、あるいは県人会などの熱烈な御支援もいただければよろから、これを一つ核にして思い切つて学生アパートの大計画をこの際やつてみたいというの、文部大臣と私との今の考へ方でありまして、速急にこれは具体化した。できるならば、一番大きな案を作りたいのであります。これは金だけが問題でありますから、その設計等も、今住宅局に考へてもらつておりました。ぜひ一つ、これはまた建設委員会としても御協力をいただきたい。私はそれこそ四十二万戸に勘定する気はないのでありますけれども、現実の問題としては、今の借りの学生の苦しみとしましては、今の借りの学生の一を解消することは、お話しした通り一番必要です。文部大臣も、非常に熱心に今主張しておつてくれませぬ、今今ういった具体的な財源の用意も一部できておられますから、これは急速に進めたいと考へておられます。

○三鍋委員 ただいま竹山さんから、非常に御熱意のある言葉を聞きまして、私は心からうれしく存するのでござります。財政上いろいろと困難な点があることはわかりませぬけれども、この点は一つうんとお力添えを願ひたい、こう考へます。一間を一軒に数えるならば、四十二万戸が五十万戸にすぐなるのであります。

それからもう一つ、私は本会議のとき、ちょっと触れたのでござりますけれども、靖国の遺児が東京へ朝早く来ましたので、私も偶然ですがこれを出迎へに四時ごろ出たのです。そうすると、上野のガード下地道に、実にたくさんの方がたき火をしてたむろして居る寮を見まして、これは大へんなことだ。あそこだけではなかつたと思うのです。こういう浮浪者の方々の家とまでいかなくても、あんなことをしてアパートの上に乗せろばなくとも、何とか過ごせる、そういう住宅対策、取容所といつたようなものを考へていただけなかつた。これを私、非常に痛切に感じまして、本会議のときにちょっと触れたのであります。この点も学生の住宅とあわせまして、竹山さんの絶大な御理解と対策をお願いしたい、このように考へておるわけでありませぬ。

○竹山國務大臣 これは家を建てただけで解決するかどうか、問題だと思ひますので、よく一つ労働省、厚生省方面と研究をして、御趣旨の線に沿うように努力したいと思ひます。

○内海委員長 瀬戸山三男君。各委員から微に入り細にわたつて質疑が行われましたので、私は住宅対策の内容については、取り立ててお尋ねすることもないと思つて控えておつたのであります。今、三鍋さんも言われた通り、大臣も非常に熱意を持つておられますが、あの問題は、政治の基金を中心にして、財界、地方公共団体に呼びかけられると、りっぱなものができると思ひます。どうか一つ今の大臣の気持を早急に具体化していただくことを、私からもお願いしておきます。

そこで、住宅対策の内容は、もうよろしゅうござりますが、この住宅公団法について一、二点、この法案を見ただけでは納得しないところがありますので伺つておきます。それは、この法案の条文は、専門家が作られたのでありますから、何も申し上げることはないのであります。第二章に、管理委員会というものを設けて居るわけですが、この管理委員会がどういふことをするといふことは、第十一條に掲げてあります。そこで、こういう公団式のものを作つた場合に、この管理委員会が必要であるかどうかといふことについて、正直なところ、私はなくともいいんじやないかといふくらい考へを持って居るのです。公団自体には、役員として總裁、副總裁、理事の方がおられる。そのほかに、またこの五人の管理委員会というものがその上に何かかさをかぶつたような形になつておられます。そこで、公団の業務運営についての責任は、一体だれが持つんだといふことを、一つこの際伺つておきたいと思ひます。

○竹山國務大臣 率直に申して、今瀬戸山さんの御意見のようなことは、立案の際にもあつたことは事実であります。これはやはり、現行のいろいろな制度というものも一応考へなければなら

りませんし、因鉄その他これに似よつたものは、一応戦後の形としてこういふ形をとっておるものですから、私もこうすることが、総裁の独裁になつたり、あるいは役所の下請け機関になつたりするといふ非難の起らぬように、公正に、民主的にやうていくためには、この制度が必要であると考へて、かういふふうにしたのであります。が、しかし、これはあくまで公団の責任は、総裁がすべての責任者でありま

るものだと考へております。
○瀬戸山委員 総裁にあるということに、そうでしょうか、ここに掲げてあります第十一條には、定款の変更、予算、事業計画、資金計画、決算、かういふものはこの委員会の議決を経なければならぬ、かういふふうになっておられますので、何か責任の所在が明確でないようにです。総裁に責任があるでしょうか、あるいは委員会に決定されたので、それをやりましたのであります。すといわれたのでは、実際責任の所在が明確でないような気がいたします。同時に、終戦後いろいろなものをはや

つておるから、現行の状況その他の法令とつり合うような気持ちでやったんだというお話は、一応ごもつともでありますけれども、実際にやってみて、こんな上屋を重ねなければ、かういふ仕事を打割つての話であります、こ

も、ただ、ときに寄つて——たまたま昨日の東京新聞に、ロボット委員会という事で、各種の委員会が、ただ昼飯を食いに來るだけだといふようなことが出ておりましたが、かういふことは、この際一つやめてしまった方がいいのじゃないかといふ気がするのですね。こんなものはなくとも——こんなものと言って、えらい口が悪うござい

ますけれども、なくても、総裁以下つばな陣容をそろえられると思つたのであります。かういふものを作つて、ときに來てもらつてやつても、むしろ今までの実例を見ると、文句を言うく

の要請をうまく調和をしていくといふこと、あるいはあやまちがあつてもいけませんし、できるだけ広い知識を

のであります。役所が監督をするということもありまして、中でこれを制肘する機関といふものがこれにはありませんので、やはり民主的な今日の政治の建前からいまして、この程度

の相違だといへば別問題であります。が、私も、こんなふうなものはずした方がいいんじゃないかという

持があるので。どうしてもこれが必要だといふ理由があつたら別であります、大臣の率直な意見を聞いておきたい。

そこでもう一つ、今度公団の業務と申しますか、実際の仕事であります。これはたびたび大臣が言われてお

の点を、執行に当りましては十分注意をいたして參るべきものと考へてお

○瀬戸山委員 この問題は、何と申しますか、見解の相違といへば見解の相違で、大臣の言われたようなことも、最近の戦後の考え方からすれば、一応理屈があるのですから、こんなことを押し問答する考へはありません。

す。それからその他の民有地に対しましては、率直に申して、まだ何万円までのところをかうのだといふ具体的な土地造成に關する費用をこれに充當をして、原価の安い土地に對して、この十億の金で土地造成をして宅地化するといふことが、主たる公団のねらい

○瀬戸山委員 それからもう一つは、これは相當安いところを買わなければ、家賃に關係してきます。区画整理をしてきたりすると、相當の経費がかつてくる。減歩率などを見ると、相當単

価が上らなくちやならぬおそれがある

ますから、実行される場合には、よほど慎重に考えてやらねばならないと、家賃がなかなか安くないというおそれがあります。もう一つは、たとえば相当安い土地といふと、郊外であるとか、不便なところだと思ひます。そういうところを区画整理事業をして、交通もよくなり、水道もできることになると、公団の住宅街と申しますか、住宅地と申しますか、そういう付近の地価が相当に上ると思ひます。これはどこでもあることですが、区画整理をして、隣地の地価が上ると、その隣地の地価が上ると、こういう場合には、その隣地の地価の上った点について、何か受益者負担と申しますか、それについて考えておられるかどうか。

○竹山國務大臣 これは土地区画整理法の一般の原則通りに考えておりますので、今のお話の利益を伴うものに対しては、当然そういうことも一部やります。得ることは、法律の上でも考えております。金額公団がやることだけを建前にはいたしてありません。そういうことで、いろいろ地方との調整が起るかと考へて、区画整理の問題は慎重にいたしておるようなわけであります。

○瀬戸山委員 それから、これは私資料を持っておりませんが、お尋ねした方が早いと思うのです。住宅金融公庫の融資住宅は、今日まで総計でどのくらいの戸数になっておりますでしょうか。

○石破政府委員 約二十六万戸融資しておりますことになっております。

○瀬戸山委員 今まで二十六万戸、今年もまた四万五千戸ですか、これは相当続々と思ひますし、こういう住宅がたくさん建つて、どなたも心配される

ように、できるだけ家賃を安くするというのが、住宅政策の大きなねらいであると思ひます。そこで、これはだいぶ前であつたと思ひますが、金融公庫で融資住宅をたくさん建てる。これはどうせ強制保険で損害保険に入らなくちゃならないので、償還金を少く減らすという考えから、金融公庫が火災保険について自家保険をしたかどうかということ、前に建設省が案を立てられたことがあると思ひます。その当時には、保険業界が非常に猛烈な反対をいたしました。私も、住宅政策は一つの社会政策でありますから、そういうこともやつて、何とかして少しでも償還金が安くできる方法があれば、だんだんふえていく金融公庫の融資住宅は、自家保険をしてでもやつた方がいじやないかという考えをずっと持っておつた。一時そういう計画がちよつと出たことがありますが、これについての建設大臣の所信が、ありますれば、伺つておきたい。

○竹山國務大臣 ごもつともでありまして、私もそういう考え方があつたこと、程度まで承知をいたしておると思ひます。実はその後、その計画を積極的にまだ進めるに至つておりません。ことは、申しわけありません。十分その点を研究はいたしたいと思つておりますが、一面においては、保険会社方面から住宅資金の供給を積極的にこちらも要請をし、また出してきておるような事案になっておりますから、このことは、目的としての家賃が安くなればよいというお話の通りの線に沿つて、よく検討して参りたいと思ひます。

○瀬戸山委員 この問題は、保険会社が相当神経をとがらすことでありま

す。私も、保険会社が神経をとがらしたつて、国民の住宅が多少でも安くなるということが、われわれのねらいであります。保険会社は、損はしておりませんが、何もそんなことは、全然心配は要らない。どんな資金でも出して、もつと金利でも安くして、そうして家を建ててやるといへば別でありますけれども、結局金利をむしり取ろうという考えでは、やはり自家保険でもして、国民に安い家賃にしてやりたいというのが私どもの務めでありまして、そこで、私は今ここで結論を出して下さいなんて言ひはしませんけれども、前にこの案に關係された方がおりますか、もしおられたら、あの自家保険をしたら、大休どのくらい償還金が安くなるかということ、この際におかりの方があつたら、一つ教えていただきたいと思ひます。

○石破政府委員 当時關係しておりました主管課長もかつておりました。今日ここへ参つておりません。御入用でございますら、適当な機会に参らせますなり、資料で提出したいと思ひます。

○瀬戸山委員 私はこれで質問を終りますが、この問題は、相当複雑ではありますけれども、真剣に考へてみたいと思つておる一項目であります。当委員会で、この住宅問題については、政府も住宅政策に非常に熱意を示されておる、これについては、各委員とも非常に敬意を表しながら、できるだけ安い、しかも人間らしい生活のできるように家を供給して、しかも安い家賃にしたい、あるいは償還が安くなるようにしたい、これで一ぱいでありませう。今までの論議というものは、すべ

てそこに集中されておるので、それから、こういう面からでも、できるだけ考へて、もしできることならば、そういう方法も講じてみたいと思つております。私は、そういう専門家でありませぬから、何もせひとも今国会にそういう法律を出して下さいとは言ひませぬ。研究をしていただくことを希望して、私の質問を終ります。

○有馬(輝)委員 先ほどの瀬戸山委員の宅地造成に關する質問に關連しまして、一言だけ伺ひたいと思ひます。

この公団の業務に關する第三十一条、特に第二号は、この公団設立について、大臣から強調して御説明があつたところであります。また第三十四条で、關係地区の自治体の長を集めて話し合ひをつけるというところ、現在までできなかったことを推進する一つのねらいがあるということも、大臣の御説明の中に強調されたところであります。この法案の企図としては、わかるわけでありませぬけれども、問題は、この宅地造成につきましても、建設省で、また大臣として希望されておる、そのことはわかるのでありますけれども、實際問題として、果して自治体がそういう形で協力してくるかどうか、特に区域を定めるようなものについて、實際問題として、運営の面で相當の支障が出てくるのではなからうかと、この立案の際にも、やはり具体的にそれなりの土地に対する目当てがあつて、いろいろなことを構想された上での立案であらうと思ひました。ですから、そういう点を、實際問題として検討されて出されたの

かどうか。それからまた、運営面で自信を持っておられるかどうか、この点をいま一度伺ひたいと思つてあります。またこれと關連いたしました、自治庁との間に、特にそういう運営面での話し合ひが具体的に突つ込んだ形においてどのようになされておるか、その点も伺ひたいと思ひます。

○竹山國務大臣 まことにごもつともなことでありまして、宅地の問題は具体的な問題であります。實を言つと、いろいろ心当りを十分持つて、今計画は内々考へておりますけれども、御承知のように、ここで私がどこどこをやるといふようなことを申すことは、非常に影響するところが、いいことばかりあればいいのでありますけれども、むしろマイナスになることの方を心配をいたしますので、決して、ことさら隠すわけはございませんけれども、具体的に申し上げることはお許しをいただきたいと思ひますが、地域を異にするいわゆる衛星都市的な構想というものは、具体的なものは何個かは現実に用意をいたしておることは事實であります。同時に、そのことに關して、地方公共団体が協力をするだろうかという点につきましても、これも十分あらかじめの打診はいたしたの上であります。なお困難とあれば、私はみずからでも出かけていって、一つ話をして進めるつもりでございます。しかし私は、事實においては、さうひどい困難があると思つておりませぬ。むしろ法律には、実はこういうことを申していかどうかかわりませぬけれども、宅地の問題について一番の難点は、地方長官、地方公共団体

の意見ということよりも、問題は農地との問題だろうと思えます。農地改革という大きな政策のあとを受けましただけに、農地と宅地の関係を現実的に調整解決していくという問題は、非常にむずかしい問題だろうと思えます。これを実は法律で何か簡易化しようという考え方も、一時はなかったわけじゃないのでありますが、私の感覚と、またいろいろ話をしてみた結果において、農林省、建設省で法律で争つたりなんかしたのでは、これはかえつて事を荒立ててしまひまして、できることもできなくなつてしまふというふうには考えましたので、この際、宅地問題の一番大きな一つである農地との関係については、ことさら法律的措置は講じなかつたのでありますが、しかし、それだけに、農林当局とはよく懇談をいたしましたして、当面現実に宅地化すべき運命にある特別な区域の自治体等については、農林省にもまたできるだけ協力してもらつて、手続その他について迅速、また解決に積極的な協力をしてもらつていこうという観点において、私も自分みずから出て努力をいたす、今後もそういうことをいたす考えであります。この点が今後の実行面において一番大きな、また難問題であるろうと思ひますが、これはやはり人の力で解決をして、制度を根本的に変革をしない中でやつていかねばならぬ。非常にむずかしい問題であります。私は今の空気がならば、大体そういう線で協議をしてやつていけると考へております。この点も、国会でことさら論議をいたしますと、事がめんどうになりますので、今日まで申さずにおりましたけれども、率直に私は、お触れ下

すつたから、宅地の問題については私の今日の立場を申し上げて、法律的にははなはだ簡単な、あまいなことを書いておりますけれども、そういう事実行為によつて宅地問題の処理に、困難ではあるけれども、取組んで参りたい、かように考へております。

○内海委員長 他に御質疑はありますか—それでは暫時休憩いたします。

午後四時九分休憩

午後四時十一分開議

○内海委員長 それでは休憩前に引き続き會議を開きます。

日本住宅公同法案、住宅融資保険法案及び公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めの件の三案件につきましては、以上をもつて質疑を終了いたします。

なお討論及び採決は次會に譲ることといたします。

○内海委員長 なお、この際理事の補欠選任につきましてお諮りいたします。すなわち、理事廣瀬正雄君より本日理事辞任の申し出がありました。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

つぎましては、これが補欠選任を行わなければなりません。選挙の手続を省略して委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内海委員長 御異議なしと認め

それでは理事に山口好一君を指名いたします。

本日はこれにて散會いたします。

午後四時十四分散會